

◇ 令和3年度 指定管理者事業評価書

施設名	渋川まちづくりセンター			指定管理料	利用料金	支出	経理の状況	施設運営の方針	
施設所管課	まちづくり協働部	まちづくり協働課	初年度	23,261,940円	/	23,417,029円	事業収益をセンター事業や施設維持管理に還元し、効果的な予算執行が出来た。	第1期での反省点や改善点を振り返り、センターがより利用しやすい運営管理が可能となるようルールなどの見直しを行います。	
施設HPアドレス	http://www.machikyou.jp/shibukawa		2年目	23,327,000円		23,610,373円	事業収益を事業や設備管理に還元するなど計画的な予算執行がおこなわれた。	運営管理の見直しを継続して行い、施設の運営や事業の実施において、さらに参画を広げていきます。	
指定管理者名	渋川学区まちづくり協議会		3年目						
指定期間	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日		4年目						
評価対象期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日		5年目						

●総合評価の基準		
5	☆☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆☆である
4	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
3	☆☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆☆である
2	☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆である
1	☆	評価基準に☆が1以上ある

○その他の項目	
公募・非公募の別	非公募
使用料・利用料金制の別	使用料
指定管理者による運営開始日	平成29年4月1日
施設の供用開始日	平成29年4月1日
指定管理導入前の運営形態	供用開始と同時に指定管理者制度を導入

◆総括評価を概括した総合評価の所見(成果・改善等)

●指定管理者の総合自己評価…	☆☆☆	●市(施設所管課)の総合評価…	☆☆☆
年度の管理・運営に係る事業目標(年度当初に記入)		事業目標および管理・運営に対する評価(事業年度終了後記入)	
草津市立地域まちづくりセンター条例第3条に掲げる事業について、計画および実施するには、地域の特色・ニーズに沿った事業展開が行えるよう創意工夫を図る。また、渋川まちづくりセンターにおいて、利用者が安全・安心して利用できるよう施設の管理運営に努め、貸館件数や利用者数の増加を図る。		新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、新たに事務室内やヘルストロンにパーテーションの設置、消毒、こまめな換気などの対策を実施して、利用者ならびに職員にとって安心安全な環境を提供された。 その他の業務についても、仕様書の基準を遵守し適切な執行が行われたと評価できる。 今後は利用者サービスの向上のため、創意工夫した取組や地域住民との多様な施設活用を展開されるなど、更なる発展に期待したい。	
事業目標および管理・運営に対する自己評価(事業年度終了後記入)		公募・非公募、使用料・利用料金制の導入についての効果の検証	
地域の特色・ニーズに沿った事業展開を行うため、事業ごとに参加者からアンケートを取り、次回の事業時の参考とした。また、コロナ感染が治まりきらない中渋川まちづくりセンターにおいて利用者が安心・安全に利用できる限り換気の徹底に努め、利用者にも検温や手指の消毒の徹底や、利用後の机や椅子の消毒をさせていただくなどして利用者が安心・安全に使用できるよう周知・実行に努めた。コロナ感染拡大により閉館している期間はあったが、年間を通じては貸館件数としては計画以上に利用してもらうことができた。		(応募状況等(非公募の場合は、非公募理由等)) 地域の活動拠点である地域まちづくりセンターを中心として、地域における関係諸団体と連携し、地域住民とともに地域のまちづくりを包括しているまちづくり協議会が知見と経験を活かし、発展的に管理・運営ができるのは現指定管理者以外にはなく、非公募による選定とした。 (利用者数の状況等) 地域住民を対象とした公的な役割が大きく、市場原理に左右されることは望ましくないことから、使用料金制としておりますが、利用者数の増加を目指し、地域の活動拠点等として利用していただけるよう努めていただいた。	

◇施設に係る主な指定管理業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくりセンターの運営および維持管理に関すること。 ・草津市立地域まちづくりセンター条例第1条の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。 	

◆評価基準	
☆☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりもはるかに優れた内容である
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である
☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、概ねその水準に沿った内容である
☆☆	仕様書・協定書等の基準は遵守し、若干の改善が必要な内容である
☆	仕様書・協定書等の基準を遵守しておらず、改善が必要な内容である

貸館等に関する業務（仕様書P7～8）				
評価項目 1	指定管理者の自己評価		市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	貸館業務について、適正な対応が出来た。新型コロナウイルス感染症対策も市のガイドラインを踏まえ、独自のルールを作り、適正に対応が出来た。しかし、貸館件数・利用者数の増加目標は達成出来なかった。	上半期評価	仕様書の基準を遵守し、貸館業務をはじめとする管理運営について適切に実施された。新型コロナウイルス感染症の対応については、新たに事務室内やヘルストロンにパーテーションを設置されるなど対策を進められた。その結果、職員のコロナ感染をさせず、安心安全な職場環境を整えられた。
	☆☆☆☆☆		☆☆☆☆☆	
	下半期評価	上期同様貸館業務については新型コロナ感染症対策の市のガイドライン等を踏まえた独自のルールを作り職員をはじめ利用者にも周知徹底することにより適正に対応することができた。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書の基準を遵守し、貸館業務をはじめとする管理運営について適切に実施された。新型コロナウイルス感染症対策を適切に行い、安心安全な職場環境を整えられた。
☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆			

施設および備品の維持管理等（仕様書P9～10）				
評価項目 2	指定管理者の自己評価		市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	設備機器の法定点検等、保守点検業務が計画通り実施出来た。清掃業務は、日々の清掃、夏季大掃除等、実施出来た。消防訓練も上期1回実施した。	上半期評価	仕様書に定める基準を遵守し、設備点検や清掃を行うことで、事故なく安全な施設管理が行われた。保安警備業務においては、警察職員を講師として招き、防犯対策講習を実施するなど防犯向上に努められた。
	☆☆☆☆		☆☆☆☆	
	下半期評価	施設機器の点検等は計画通り実施することが出来た。貯水槽の仕切り板の破損の修理や消防放送設備の非常用バッテリーの交換の費用を令和4年度に市にて予算だてしていただくことができた。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書に定める基準を遵守し、設備点検や清掃を行うことで、事故なく安全な施設管理が行われた。利用者サービスの更なる向上のため創意工夫した取組等に期待したい。
☆☆☆☆	☆☆☆☆			

センター条例第3条に掲げる事業の実施に関する業務（仕様書P10～11）				
評価項目 3	指定管理者の自己評価		市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	地域のニーズに沿った講座・講演が出来た。地域情報誌も計画通り発行し、センターの活動や市政情報の発信・周知に繋げた。また、ホームページでの情報発信も徹底して更新できた。	上半期評価	仕様書に定められた基準を遵守しながら地域のニーズに沿った講座・講演の開催等を実施された。また、それらの周知のため町内会と協力してチラシの全戸配布を行うなど、情報の発信にも努められた。
	☆☆☆☆☆		☆☆☆☆☆	
	下半期評価	コロナ禍において開講できなかった講座が3講座ありましたがその他は地域のニーズに合った講座を開講することができた。地域情報誌においてはコロナ禍でふれあいまつりが中止となり特集号が発行できなかったがその他6回は計画通り発行し地域への情報発信に務めた。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書に定められた基準を遵守しながら地域のニーズに沿った講座・講演の開催等を実施された。また、地域情報誌についても、概ね計画通りに実施された。
☆☆☆☆	☆☆☆☆			

経営管理に関する業務（仕様書P12～13）				
評価項目 4	指定管理者の自己評価		市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	適正な職員配置により、円滑な業務遂行が出来た。提出書類についても大幅に遅延することなく、作成することができた。	上半期評価	仕様書に定められた基準を遵守し、職員の配置や研修など適切な経営管理に努められた。また、経費削減の取組として、エアコンの温度設定や清掃を行うなどに努められた。
	☆☆☆☆		☆☆☆☆	
	下半期評価	1月～2月の2か月間は4人体制での業務執行になったが、3月より5人体制とすることができた。提出書類については大幅に遅延することなく作成することができた。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書に定められた基準を遵守し、職員の配置や研修など適切な経営管理に努められた。5人体制のもと、円滑な組織運営が行われた。
☆☆☆☆	☆☆☆☆			